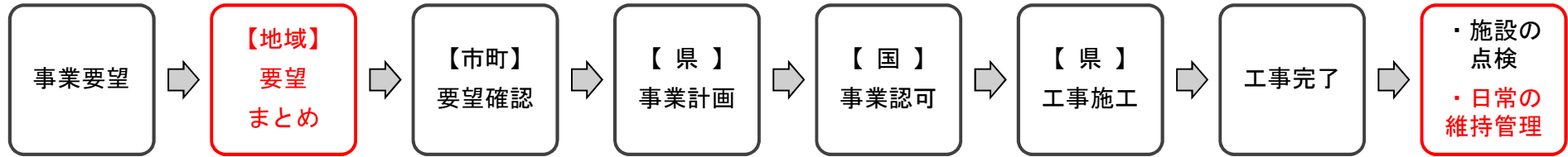


家屋が被害を受ける恐れのある箇所では、一定の基準を満たせば県が行う急傾斜地崩壊対策事業の対象になる場合があります。下記を参考にされ、お住まいの地域の市町村役場の建設担当部局や県の振興局・支庁の砂防担当課に相談ください。

### ○ 急傾斜事業の流れ

鹿児島県では急傾斜の事業要望を地域でとりまとめたうえで、「**土地の無償提供**」や、「**施設設置後の日常の維持管理を地域住民で行うこと**」が約束出来た箇所について、初めて事業化に向けて作業が出来ます。（事業のおおまかな流れは以下の通りです。）



### ○ 鹿児島県・市町村・土地所有者等の役割

事象	発生規模	対応者
通常時		土地所有者が適切な保全
災害等発生時	ごく小規模	土地所有者等が対応 ・災害対策基本法第59条に基づき市町村長が災害が拡大すると認められる場合、必要な措置をとることを土地所有者等に指示することができる
	小規模	市町村対応（保全人家5戸以上、高さ5m以上の急傾斜地等） ・災害対策基本法第62条に基づき市町村長は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施しなければならない
	大規模	都道府県対応（保全人家10戸以上、高さ10m以上の急傾斜地等） ・砂防法、急傾斜地法、地すべり法、森林法等に照らし、事業採択や予算措置が可能か個別に判断

### ○ 施設設置後の責任

対策施設設置前		➔	対策施設設置後	
急傾斜地 崩壊危険箇所	土地所有者、管理者		施設管理：鹿児島県	日常管理：地域住民



### ○ 『ふるさと砂防サポート推進事業』を実施しています。

鹿児島県では、県管理の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等において**美化活動等を行うボランティア団体等を支援する、「ふるさと砂防サポート推進事業」**を実施しています。

問い合わせ先  
鹿児島県砂防課傾斜地保全係  
(TEL) 099-286-3618